

## サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 サービス付き高齢者向け住宅整備事業(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金要綱(平成28年1月20日付国住心第195号)第4一号に規定する事業。以下「補助事業」という。)において、国の補助を受けようとする事業者(以下「事業者」という。)から提出される意見聴取申請に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取申請の添付書類)

第2条 事業者は、意見聴取申請書(様式1)により意見聴取申請を行うこととする。

2 事業者は、必要に応じて意見聴取申請書へ計画概要、周辺見取図、公共交通機関へのアクセスや医療機関等との連携状況が分かる書類を添付するものとする。

(意見を述べる際の観点)

第3条 適切な立地誘導等の観点から、次の各項目を総合的に勘案し、意見を述べるものとする。

(1) 地域における高齢者住宅の必要量の確保

・福山市の将来における高齢者(65歳以上)人口等を勘案して、必要な高齢者住宅が供給されているか、過剰な供給となっていないか。

(2) 医療・介護施設との連携

・入居者の介護の重度化や医療処置が必要になった場合に備えて、必要なサービスが提供されるよう医療機関・介護施設との適切な連携が図られているか。

(3) 公共交通機関の利便性

・入居者が公共交通機関を利用しやすい立地であるか。

(4) 福山市のまちづくりとの整合

・福山市の策定する、まちづくりに係わる計画に照らし、立地が適正であるか。

2 適正な立地であると判断される場合は、「意見なし」と回答するものとする。

(意見聴取の回答通知)

第4条 事業者への回答は、窓口で申請書を受領してから原則14日以内に行うこととする。

2 回答の方法は、意見聴取回答書(様式2)により通知することとする。併せて回答書(写し)の送付(様式3)へ意見聴取回答書の写しを添付し、サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局へ送付することとする。

附 則

本要綱は、2016年(平成28年)4月1日から適用する。



(様式 2)

福 住 第 号  
年 月 日

様

福 山 市 長  
(建設局建築部住宅課)

サービス付き高齢者向け住宅整備推進事業に係る意見聴取に対する回答書

年(平成 年) 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取について、次のとおり回答します。

申請者名	
住 宅 名	
計 画 地	

上記計画について、

- 意見はありません。
- 次のとおり、意見します。

※その他留意すべき事項

(様式3)

福住第 号  
年 月 日

サービス付き高齢者向け住宅  
整備事業事務局 様

福山市長  
(建設局建築部住宅課)

サービス付き高齢者向け住宅整備推進事業意見聴取申請に係る  
回答書(写し)の送付について

みだしのことについて、別紙回答書(写し)のとおり事業者に対し回答しましたので、  
よろしくお取り計りくださいますようお願いいたします。

申請年月日	
申請者名	
住宅名	
計画地	